

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十五号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項のくらし環境本部の課中「地球温暖化対策課」を「環境課」に改め、同項の農林水産商工本部の課中「新エネルギー・産業振興課」を

「新エネルギー課

「空港・交通課

に改め、同条第四項中

を

新産業・基礎科学課」

新幹線活用・整備推進課」

「空港課

に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「もの

新幹線・地域交通課」

のほか」の下に「、くらし環境本部に文化・スポーツ部を」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の文化・スポーツ部に次の課を置く。

スポーツ課

文化課

まなび課

第七条の男女参画・県民協働課の分掌事務中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同課の分掌事務の第六号中「設立認証」の下に「、認定及び仮認定」を加え、同号を同課の分掌事務の第四号とし、同課の分掌事務中第七

号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条の地球温暖化対策課の分掌事務及び課名を削り、同条のくらしの安全安心課の分掌事務の次に次のように加える。

環境課

- 一 環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- 二 環境教育等の促進に関すること。
- 三 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。
- 四 公害に係る紛争処理に関すること。
- 五 環境影響評価に関すること。
- 六 地球温暖化対策の総合調整に関すること。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第八号までを四号ずつ繰り上げ、同条の次に次の一条を加える。

(くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務)

第七条の二 くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

スポーツ課

- 一 スポーツに係る施策の総合調整に関すること。
- 二 スポーツ(学校体育を除き、高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。)に関すること。

三 体育施設に関すること。

文化課

- 一 文化に係る施策の総合調整に関すること。
- 二 文化(文化財の保護を除き、高齢者及び障害者に係る文化を含む。)に関すること。
- 三 フィルムコミッションに関すること。

- 四 世界遺産の登録及び推進に関すること。
- 五 佐賀県立宇宙科学館に関すること。

まなび課

- 一 文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。
- 二 佐賀県立生涯学習センターに関すること。
- 三 図書館先進県づくりに関すること。
- 四 佐賀県少年自然の家に関すること。

第八条の医務課の分掌事務の第八号中「県立病院の移転及び運営形態」を「地方独立行政法人佐賀県立病院好生館」に改める。

第九条の新エネルギー・産業振興課の分掌事務及び課名を削り、同条の国際交流課の分掌事務の次に次のように加える。

新エネルギー課

- 一 エネルギー政策に関すること。
- 二 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。
- 三 新エネルギー等の導入促進に関すること。

新産業・基礎科学課

- 一 新産業創出の企画及び調整に関すること。
- 二 工業振興対策に関すること。
- 三 起業化支援に関すること。
- 四 中小企業の経営革新支援に関すること。
- 五 中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること。
- 六 工業技術の振興に関すること。
- 七 産業デザインの振興に関すること。
- 八 電源三法に基づく交付金事業に関すること。
- 九 基礎科学・新領域及び科学技術の振興に関すること。

十 佐賀県地域産業支援センターに関すること。

十一 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターに関すること。

第九条の商工課の分掌事務中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条の観光課の分掌事務の第六号を削る。

第十一条の土地対策課の分掌事務の第四号中「不動産の鑑定評価に関する法律」の下に「に基づく不動産鑑定業者の登録等」を加え、同課の分掌事務の第九号を次のように改める。

九 測量法に基づく基本測量実施の公示等に関すること。

第十二条の空港・交通課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、同課の課名を「空港課」に改め、同条の新幹線活用・整備推進課の分掌事務に次の一号を加え、同課の課名を「新幹線・地域交通課」に改める。

四 交通政策に関すること。

第十三条の法務課の分掌事務に次の一号を加える。

十三 佐賀県公文書館の庶務及び会計事務に関すること。

第十六条中「循環型社会推進課に環境監視整指導室」を「文化課に世界遺産登録推進室」に、「新エネルギー・産業振興課に基礎科学・新領域振興室」を「建築住宅課に施設整備室」に改め、「空港・交通課に地域交通対策室を」を削る。

第十八条第十一項中「医療に」を「医療及び保健に」に改める。

第二十五条第三項中「東日本大震災の被災者支援に関する事務の一部又は」を削る。

第二十六条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

「環境センター

図書館

博物館

別表のくらし環境本部の項中「環境センター」を九州陶磁文化館 に、

美術館

名護屋城博物館
佐賀城本丸歴史館

同表の経営支援本部の項中「自治修習所」を「自治修習所
公文書館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(佐賀県財務規則の一部改正)

2 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「副本部長」の下に「、文化・スポーツ部副部长」を加え、同条第六号中「議会議務局総務課副課長」の下に「、世界遺産登録推進室長」を加え、「環境監視指導室長」を削り、「、基礎科学・新領域振興室長」を「、施設整備室長」に、「並びに地域交通対策室長」を「、教育情報化推進室長、人権・同和教育室長並びに全国高校総体推進室長」に改める。